



ご存じですか？ 保険給付には時効があります

適用給付担当

044(520)7825

Kn-p-kyufu-QA@ml.toshiba.co.jp

健康保険の現金給付^{※1}を受ける権利は、2年の時効があります。申請せずに2年を過ぎると、時効により給付を受けることができなくなりますので、申請漏れがないようご注意ください。

※1 現金そのものが支給されるもの（療養費、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料など）

時効の起算日は、各給付金ごとに異なります。申請書が時効の起算日から2年以内に東芝健保に到着するよう余裕をもって提出してください。

主な給付金の起算日

給付金	時効の起算日
療養費・移送費	療養に要した費用を支払った日の翌日
高額療養費、医療費に関する付加給付 ^{※2※3}	診療月の翌月の1日
傷病手当金およびそれに伴う付加給付 ^{※3}	労務不能であった日ごとにその翌日
出産手当金およびそれに伴う付加給付 ^{※3}	出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日
出産育児一時金およびそれに伴う付加給付 ^{※3}	出産日の翌日
埋葬料	死亡日の翌日

※2「高額療養費、医療費に関する付加金」は原則自動払いのため、申請手続きは不要ですが、自治体の医療費助成（乳幼児（小児）医療費助成制度、重度心身障がい者医療費助成制度など）を受けている方は自動払いの対象外となる場合があります。

※3 付加給付とは、健康保険法で決められている給付（法定給付）に上乗せして、東芝健保が独自に支給する給付です。

療養費

例：治療用装具を作成し、令和3年11月10日に装具代金を支払った場合

- ・時効の起算日 → 令和3年11月11日
- ・申請期限 → 令和5年11月10日



申請期限とは、申請した日ではなく、申請書が**東芝健保に到着した日**となります。

出産育児一時金およびそれに伴う付加給付

例：令和3年11月20日に出産した場合

- ・時効の起算日 → 令和3年11月21日
- ・申請期限 → 令和5年11月20日

※出産育児一時金の直接支払制度を利用しても、出産育児一時金付加金2万円は、分娩機関への直接支払いの支給対象にはなりませんので、出産後必ず東芝健保に「出産育児一時金・付加金」の申請手続きをしてください。

埋葬料

例：令和3年11月14日に死亡した場合

- ・時効の起算日 → 令和3年11月15日
- ・申請期限 → 令和5年11月14日

この申請を東芝健保が令和5年11月2日に受付けた場合、令和3年11月1日分は時効により不支給となります。

傷病手当金およびそれに伴う付加給付

出産手当金およびそれに伴う付加給付

例：令和3年11月1日から令和3年11月30日まで労務不能であった場合

労務不能だった日	時効の起算日	申請期限
令和3年11月1日	令和3年11月2日	令和5年11月1日
令和3年11月2日	令和3年11月3日	令和5年11月2日
⋮	⋮	⋮
令和3年11月29日	令和3年11月30日	令和5年11月29日
令和3年11月30日	令和3年12月1日	令和5年11月30日

※傷病手当金は、“業務外の病気やけがの療養のため”に会社を休み、そのために給料が減額、またはもらえなかったときに、その生活費を保障するために支給されるものです。まとめて申請するのではなく、給料と同様に受け取れるよう、月ごとの申請を推奨しております。